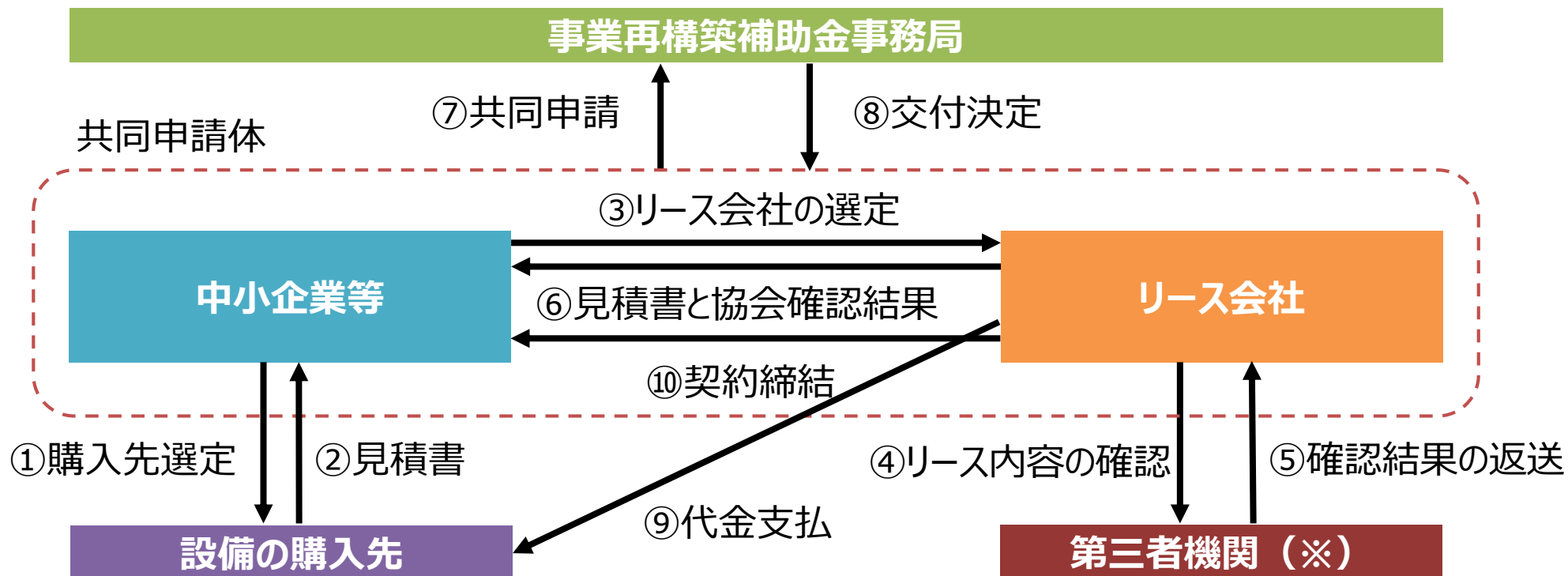


リース会社との共同申請について

- 第6回公募から、**機械装置・システム構築費**については、中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、中小企業等とリース会社が共同申請をする場合には、その**購入費用**について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能となります。
- 詳しくは、第6回公募の公募要領の公表をお待ちください。

リース会社との共同申請のスキーム



(※) リース料から補助金相当分が減額されていることなどの確認を一定の要件を満たした第三者機関に求めます。第三者機関として本スキームに参画することを希望する団体の方は[こちら](#)を参照してください。